

日本将棋連盟東京都支部連合会規約

設立 平成 20 年 11 月 1 日

施行 平成 21 年 1 月 1 日

(名称および所在地)

第1条 本会は日本将棋連盟東京都支部連合会（以下、「都連」）と称し事務局を東京都中央区日本橋蛸殻町 2-7-7 に置く。

(目 的)

第 2 条

- (1) 会員相互の棋力の向上ならびに親睦と交流を図る。
- (2) 日本将棋連盟が主催する事業に参加協力する。
- (3) 新支部の設立を推進し、アマチュア将棋界の普及発展に寄与する。
- (4) こども達、青少年の健全育成に貢献する活動を積極的に応援する。
- (5) 地域に密着した活動で伝統文化を普及する。

(事 業)

第 3 条 本会は目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全国支部対抗戦及び全国支部名人戦並びにシニア名人戦、東京都予選などの企画運営を行う。
- (2) 日本将棋連盟が主催する事業及び将棋の指導・将棋まつりなどにかかわる諸活動に協力する。
- (3) その他普及に必要と認められる活動

(会 員)

第 4 条 本会は日本将棋連盟の東京都の全支部と棋道師範・棋道指導員・将棋指導員をもって構成する。

(理 事)

第 5 条

- (1) 本会には次の理事を置くものとし、理事の選出は総会の承認を得て行うものとする。
役員任期は 2 年とし、再選を妨げないものとする。
- (2) 本会には、事業の推進にあたって指導、助言等をうけるため師範、名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。

都連理事

会 長	1名	副 会 長	若干名
幹 事 長	1名	副幹事長	若干名
会 計	2名	幹 事	若干名
会計監査	2名	師 範	若干名

(理事会)

第6条 理事会は会長が招集し、理事の過半数をもって行うものとする。
なお、理事会の議決権数は、出席理事の過半数とする。

(総 会)

第7条

- (1) 支部長（代理も可）及び公認将棋普及指導員で構成し、年に1回開催する。
- (2) 総会は、本会が行う事業活動の会計について評議を行い、議決及び承認を行うものとする。

(事業費)

第8条

- (1) 本会は年会費を徴収できるものとし、通信費、会議費などに充てるものとする。
- (2) 本会の運営経費は事業費、大会参加費、補助金、寄付金、その他の収入を充てる。
- (3) 都連の企画運営に従事した者に交通費、日当を支払うものとする。

(年 度)

第9条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(付 則)

第10条

- (1) 本規約に定めない事項については細則を作ることができる。
- (2) 本規約は設立準備委員会で承認したものである。

【補足】 一部改正 平成23年8月9日
一部改正 平成25年6月11日
一部改正 平成29年4月7日